

学会と共同で開催するセミナー (共催費の支払い)

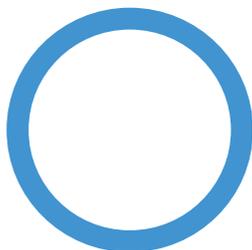


A学会学術総会において、学会との共催セミナーへの募集があり、自社医薬品関連テーマでランチョンセミナーに応募したいと思えます。

応募にあたり「共催費」を支払っても問題はないでしょうか？



回答



自社医薬品に関連するテーマで学会等と共催セミナーを開催する際に「共催費」を支払うことは差し支えありません。

なお、「共催費」を支払えるのは、自社医薬品関連テーマの場合に限られます。

《公正競争規約解説書 第13版》…(2021年4月末現在)

学会等開催時に募集される共催セミナー等では、いわゆる「共催費」と称する費用を支払っているが、これらの費用は学会等から会合開催の場を借り受ける費用であることから、不当な景品類の提供行為には当たりません。